

GWにおける高病原性鳥インフルエンザ等への防疫対策を徹底しましょう

4月も野鳥における鳥インフルエンザの発生が確認され、未だ本病への警戒が必要です。

また、ゴールデンウィークは人の流れが活発になることから、**飼養衛生管理基準を遵守**と、**防疫対策の徹底**を引き続きお願いします。

農場を守るために

① 海外渡航の自粛

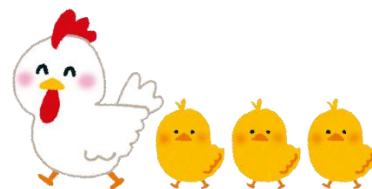
・疾病の発生状況把握と非清浄地域への渡航の自粛

② 病原体の持ち込みの防止

- ・必要のない者を衛生管理区域や畜舎に立ち入らせない(看板の設置等)
- ・不要なものを持ち込ませない
- ・衛生管理区域もしくは畜舎に立ち入る場合、又は物を持ち込む場合には、手指の消毒、専用の作業着と靴の着用、物品の消毒等を行う
- ・消毒薬の適度な濃度での使用と定期的な交換
- ・野生動物の侵入防止対策の徹底(防護柵・防鳥ネットの設置、周辺の除草など)

③ 毎日の健康観察

④ 異状の早期発見・早期通報



飼養している家畜に異状が見られた場合には、直ちに獣医師、または**家畜保健衛生所**にご連絡ください。

★むつ家畜保健衛生所

〒035-0072

むつ市金谷二丁目18-25

電話：0175-22-1254

FAX：0175-22-1259

夜間及び休日の連絡先：090-5841-6810